

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 京都市対応要領の一部改正について（案）

1. 経過

令和 3 年 6 月 4 日に、民間事業者への合理的配慮の提供の義務化などを内容とする改正法が公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されることになった。また、国の基本方針の変更について示され、令和 6 年 4 月 1 日に施行される。

府の条例についても、法改正に合わせて改正がされる予定。

2. 障害者差別解消法の改正内容について

- ① 国及び地方公共団体の連携強化に係る責務の追加（法第 3 条関係）
- ② 障害を理由とする差別の解消の推進に関して国が基本方針に定める事項の追加（法第 6 条 2 項関係）
- ③ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化（法第 8 条第 2 項関係）
- ④ 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等のための体制の強化（法第 14 条関係）
- ⑤ 障害を理由とする差別の事例等の収集、整理及び提供の強化（第 16 条関係）

3. 国の基本方針の変更内容について

- ① 不当な差別的取扱いの基本的な考え方への追記

社会的障壁を解消するための手段（車いす、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付き添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する旨を追記。

- ② 例の記載

不当な差別的取扱いに該当する／該当しないとい考えられる例、合理的配慮の提供義務違反に該当する／該当しない例

- ③ 建設的対話・相互理解の重要性の追記

- ④ 「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」の記載

「国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項」が追記され、当該事項に記載する項目として「相談及び紛争の防止のための体制の整備」を新設。本項目に以下内容を記載。

- ・障害を理由とする差別の解消を効果的に推進するには、公正・中立な立場である相談窓口等の担当者が、障害者や事業者等からの相談等に的確に応じることが必要。また、相談対応過程では、相談者及びその相手方から丁寧な事実確認を行った上で対応方針の検討を行い、建設的対話による相互理解を通じて

解決を図ることが望ましい。

- ・相談対応等においては、市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となって対応できるよう取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

⑥ その他の変更事項

- ・各種啓発活動や研修等の実施における、障害のある女性、障害のある性的マイノリティ、障害のある子供に関する留意事項を記載。
- ・内閣府において、性別・年齢等の情報も含めた時世の収集を行い、参考となる事案の概要等をわかりやすく整理してデータベース化し、HP等で公表・提供することを記載など

4. 京都市対応要領の一部改正について（案）

別紙、新旧対照表参照。

施行日：令和6年4月1日（法施行と同日）

大きな変更点として、

・ p 16 相談等の体制・取組の推進体制

国の基本方針改定の国及び地方公共団体による差別解消の支援措置の実施に関する基本的な事項では、「相談対応等に際しては、地域における障害を理由とする差別の解消を促進し、共生社会の実現に資する観点から、まず相談者にとって一番身近な市区町村が基本的な窓口の役割を果たすことが求められる。」と記載。

相談体制について、府条例施行時、市対応要領策定時に、府市で協議し、市の事務事業外については、府の広域専門相談員との役割分担をしているが、今回の基本方針改正により、対応要領の改正を行う。

本市の事務事業外の事業者の対応についての相談について

旧：京都府の広域専門相談員

新：本市障害保健福祉推進室

5. その他

啓発については、12月に開催する企業向け講座を開催や、12月の障害者週間の際に、普及啓発物の配布や市民しんぶんでの周知を予定。

また、内閣府で行われる11月の事業者向けの説明会についても、事業者に対し周知をいただくよう企業者団体に依頼。